

2総防管第3856号

令和3年3月5日

各区市町村長 殿

東京都知事

小池百合子

(公印省略)

緊急事態宣言の延長等に伴う特定都道府県における催物の開催制限、  
施設の使用制限等にかかる留意事項等について

各区市町村におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年3月5日付けの内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室による事務連絡において、緊急事態宣言の延長等に伴う特定都道府県における催物開催制限、施設の使用制限等にかかる留意事項等について、国より通知されました。

その概要は、①イベントの開催制限、年度末に向けて行われる行事等の留意事項、②飲食店等に対する営業時間の短縮要請、及び業種別ガイドライン遵守の要請、③外出の自粛等について、緊急事態宣言期間中の取扱いが示されております。

都としては、国から示された催物の開催制限、施設の使用制限等にかかる留意事項等について、同様の取扱いといたします。

各区市町村におかれましては、関係機関等への周知及び対応について、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、通知内容を見直す場合があるとされていることにご留意ください。

また、緊急事態宣言解除後の取扱いについては、国の通知を踏まえ、別途通知いたします。